

浜松市中心市街地における家屋に対する固定資産税の不均一課税に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市税条例(昭和29年浜松市条例第38号)附則第14条の5の規定(以下「特例規定」という。)による固定資産税の不均一課税の実施に当たり、必要な事項を定める。

(その業の用に供する部分)

第2条 この要綱において、浜松市税条例施行規則(昭和32年浜松市規則第18号。以下「規則」という。)附則第4項に規定するその業の用に供する部分は、次のとおりとする。

- (1) 顧客を来集させて当該事業を行うための用に直接供される部分であり、売場・飲食店の客席・宿泊業の客室・宴会場・接客スペース・写真業の撮影スタジオ等に該当する部分。ただし、事務所・倉庫・荷捌き所・廃棄物保管庫等の顧客の来集を目的としない部分で、主たる利用者が顧客以外の者である部分は、これに含まない。また、小売業や飲食店のレジスペース・情報通信業やサービス業におけるカウンター構造となっている事務スペース・宿泊業のフロント等接客に際して必要な事業者用スペースは、当該事業を行うための用に直接供される部分とみなす。
- (2) 当該事業所を利用する顧客に対して提供するサービスの用に供される部分であり、顧客用トイレ・休憩所・ロビー・ショーウィンド・展示スペース・手荷物預かり所・案内所等に該当する部分。ただし、駐車場・駐輪場・送迎スペース等は、これに含まない。また、食堂・休憩室・トイレ等の施設であっても主たる利用者が従業員等顧客以外の者である部分を除く。
- (3) 顧客が前2号に該当する部分に移動するための部分であり、通路・廊下・玄関等に該当する部分。ただし、階段・エレベーター等の上階及び地階への移動施設部分を除く。
- (4) 物品の加工修理に直接供される部分であり、厨房・物品加工修理場等に該当する部分

(中心市街地対象家屋の確認申請手続)

第3条 規則附則第5項第3号に規定する中心市街地対象家屋であることの確認申請書(以下「確認申請書」という。)の様式は、第1号様式とする。

2 特例規定の適用を受けようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証の交付を受けた後、速やかに前項の確認申請書に次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 現況の家屋1階平面図
- (2) 位置図(縮尺2500分の1以上)
- (3) 1階対象業種・面積確認票
- (4) 同一家屋を区分所有し、所有者が複数人ある場合は、家屋の所有者名簿

(5) その他市長が必要があると認める書類

- 3 同一家屋を区分所有し、所有者が複数人ある場合は、代表者を定め、代表者が申請することができる。その際には、特例規定の適用を受けようとする者を記載した前項第4号の書類を添付しなければならない。
- 4 市長は、第2項に規定する確認申請書及び添付書類を受領した後、地方税法（昭和25年法律第226号）第359条に規定する賦課期日において、申請のなされた家屋が特例規定第1項に定める中心市街地対象家屋であるの確認を行い、その結果を第2号様式又は第3号様式により申請者及び第2項第4号の所有者名簿に記載された所有者に通知するものとする。
- 5 市長は、申請のなされた家屋について、必要がある場合、現地審査を行うものとし、特例規定の適用を受けようとする者は、これに協力しなければならない。
- 6 特例規定を受けようとする者は、第2項について、特例規定を受けようとする年度毎に申請しなければならない。ただし、申請の内容が前年度の申請から変更のない場合は添付書類を省略することができる。
- 7 申請手続きの窓口は、浜松市産業部産業振興課とする。

（中心市街地対象家屋に対する固定資産税の不均一課税の申告手続）

- 第4条 前条において中心市街地対象家屋であることの通知を受けた者は、特例規定第5項に規定する期日までに、同項に規定する中心市街地における家屋に対する固定資産税の不均一課税に関する申告書（第4号様式）に規則附則第6項に規定する書類を添付して申告しなければならない。
- 2 同一家屋を区分所有し、所有者が複数人ある場合においても、特例規定の適用を受けようとする者は、それぞれ申告しなければならない。
 - 3 市長は、申告のなされた家屋について、必要がある場合、現地確認を行うものとし、特例規定の適用を受けようとする者は、これに協力しなければならない。
 - 4 特例規定を受けようとする者は、第1項について、特例規定を受けようとする年度毎に申告しなければならない。ただし、申請の内容が前年度の申請から前年度の申告と変更のない場合は添付書類を省略することができる。
 - 5 申告手続きの窓口は、浜松市財務部資産税課とする。

（細目）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。